

集会施設整備事業について

(R3.6版)

1 補助金の種類及び補助率等

実施主体	・自治会、自治公民館等	
集会施設 新築 事業 補助金	・集会施設(公民館、集落センター、集会所)の 新築 事業	補助率 2分の1 【補助金上限 <u>1,000万円</u> 】
	・集会施設の 新築に伴う 用地取得 事業	補助率 2分の1 【補助金上限 <u>1,000万円</u> 】
集会施設 改修 事業 補助金	・集会施設の 増改築又は 修理修繕 事業	補助率 2分の1 【補助金上限 <u>250万円</u> 】
	・集会施設の 敷地拡張に 伴う用地取得 事業	補助率 2分の1 【補助金上限 <u>200万円</u> 】

2 事業要件

集 会 施 設 整 備 事 業	
集会施設 新築 事業補助金	集会施設 改修 事業補助金
	<ul style="list-style-type: none"> ・総事業費が20万円以上の事業とします。 (※20万円未満の事業は、対象になりません。)
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施年度の2月末日までに完了する事業とします。 (※事前着手や、補助金の翌年度繰越は原則として認めません。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施年度の2月末日までに完了する事業とします。 (※事前着手や、補助金の翌年度繰越は原則として認めません。)
<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受けた場合、以降10年間、本補助金の交付を受けることはできません。 ※補助金交付年度を含んで10年間とします。 平成24(2012)年度に補助を受けた場合 ⇒ 令和4(2022)年度から申請できます。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・新築又は敷地拡張に伴う用地取得事業にあつては、取得した土地について、次のいずれかの条件を満たす必要があります。 <ol style="list-style-type: none"> ①認可地縁団体名義での登記 ②町への寄付 (地縁団体の認可を受けない場合) 	

3 事業の流れ

タイムライン		集 会 施 設 整 備 事 業	
		集会施設 新築 事業補助金	集会施設 改修 事業補助金
※前提条件		【地域】 事業を実施することの意思決定 (※地域の皆さんの『総意』(総会決議等)が必要です。)	
前年度	～8月末日	【地域】 町に、事業概要を記した計画書を提出(必須) ↓	/
	9月～3月	【町】 次年度予算の庁内調整→予算措置 ↓	
事業実施年度	4月1日～6月末日	<4月1日以降随時随時可>	【地域】 事業認定申請(～6月末) ↓
	7月1日～2月末日	【地域】 事業認定申請 ↓ 【町】 認定審査 ↓ 【町】 補助金交付内示 ↓ 【地域】 補助金交付申請 ↓ 【町】 補助金交付決定 ↓ 【地域】 着手届 ↓ 【地域】 完了届(※2月末日まで)	【町】 認定審査(7月1日～) ↓ <認定申請時に予算に達した場合> 【町】 ・抽選により、補助金交付予定事業を決定 ・抽選番号、日時、場所は文書にて通知、抽選は公開 ↓ 【町】 補助金交付内示 【地域】 補助金交付申請 【町】 補助金交付決定 ↓ 【地域】 着手届 ↓ 【地域】 完了届(※2月末日まで) <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;"> 6月末日時点で予算残額がある場合は、2月末日までの事業完了を条件に随時事業申請を受付(先着順) </div>
	事業完了後随時(～3月)	【町】 実績報告要求 【地域】 実績報告書提出 ↓ 【町】 現地調査、実績報告書審査 → 額の確定 【地域】 補助金交付請求書提出 【町】 補助金の交付(※口座振込)	【町】 実績報告要求 【地域】 実績報告書提出 ↓ 【町】 現地調査、実績報告書審査 → 額の確定 【地域】 補助金交付請求書提出 【町】 補助金の交付(※口座振込)

・『集会施設**新築**事業補助金』は、必ず事業実施予定年度の前年度8月末日までに、事業概要を記した計画書を町に提出する必要があります。

(例) 令和4年度に「新築」又は「新築に伴う用地取得」を予定している場合は、令和3年8月末日までに、事業概要を記した計画書を提出してください。

・上の表のスケジュールにかかわらず、随時ご相談に応じます。

★詳細は決まっていないが、数年後に新築あるいは改修をするかもしれない。

★まだ総会に諮れるような段階ではないが、役員レベルでは話が出ている。

…など、自治会、自治公民館等の中で検討されていることがありましたら、お気軽にご相談ください。

高根沢町総務課行政係
TEL 028-675-8101